

令和 2 年 4 月 30 日

保 護 者 様

稲美町教育委員会

### 令和 2 年度稲美町立学校園における臨時休業期間の延長について

平素は、稲美町の教育にご理解とご協力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。

国の緊急事態宣言を受けて、兵庫県でも感染拡大を防止するために、接触機会の 8 割削減に向けて、外出自粛や休業が要請されているところです。

この度、兵庫県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、現在の感染状況等を踏まえ県立学校では、臨時休業を 5 月 31 日まで延長することが決定されました。

稲美町でも、兵庫県の要請により臨時休業期間を 5 月 31 日まで延長します。

つきましては、各幼稚園・小中学校と連携を図りながら、心のケア・運動不足対策・児童生徒の学習支援に十分留意するとともに、感染防止対策について各ご家庭でもご協力くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1 臨時休業期間について

令和 2 年 5 月 7 日（木）から 令和 2 年 5 月 31 日（日）

**登校日は、設けません。**

**幼稚園の自由登園は継続しますが、極力、自宅で過ごしてください。**

#### 2 入学式・入園式について

**実施期日を延期します。**

※緊急事態宣言が解除されるなどの状況を鑑み、後日お知らせします。

#### 3 「自習室」について

**「自習室」の提供は、引き続き中止します。**

体温を測っていただくなど十分な健康観察を行っていただきながら、自宅で過ごしていただくようお願いいたします。免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください。

なお、放課後児童クラブをご利用の方は、(株)小学館集英社プロダクションのお知らせをご確認ください。

#### 4 その他

新型コロナウイルスについては日々状況が変化しています。今後の感染の広がりを見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項をお知らせすることがありますのでご了解ください。